事例1:岩手県

1. 岩手県の概況

人口:1,283,390人(H26.12 現在推計人口)

面積:15,257 km²(都道府県で2番目)

県庁所在地:盛岡市 市町村数:33 市町村

障害者手帳所持者数	岩手県 (H26.3末現在)	全国
身体障害者手帳	55,944 人	525.2 万人
療育手帳	11,211人	94.1 万人
精神障害者保健福祉手帳	7,242 人	75.1 万人

2. 岩手県における現状と課題

(1)障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例

障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例(以下「条例」という。)は、平成22年12月定例会で議員提案条例として議決され、平成23年7月1日から施行されている。

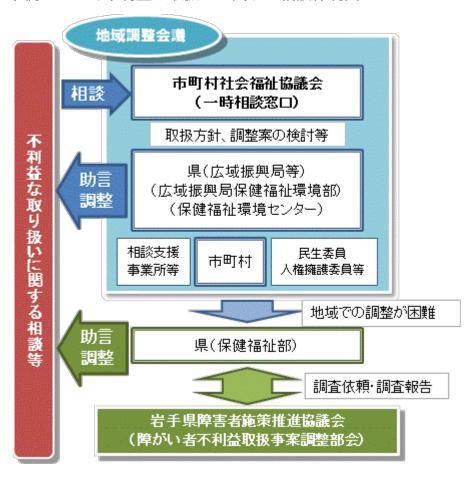
条例では、県の責務として「障がいについての県民の理解の促進」及び「障がい者に対する不利益な取扱いの解消」に関する施策を策定し実施するとともに、障害のある人に対する不利益な取扱い及び虐待に関する相談に応じ、これに対応する助言及び調整等必要な措置を講ずることとされている。

これまで、不利益な取扱いに関する相談窓口の設置(市町村社協) 困難事例を調整するための検討機関の設置(広域振興局等(県の出先機関)ごとに地域調整会議、県障害者施策推進協議会に障がい者不利益取扱調整部会) 相談対応の手引きの作成及び配布などの取組を進めてきた(図1)

(2) 岩手県における障害者差別の解消の推進に関する課題

これまで、障害者差別の案件として報告された事例は毎年数件にとどまっており、共に学び共に生きる地域づくりのため、相談窓口の周知、条例の理念等に関する継続的な制度周知が必要と考えられる。また、条例における障害者差別事案の相談窓口は社会福祉協議会となっている一方で、虐待の窓口は市町村となっており、今後、広域振興局等、市町村、社協それぞれの情報を集約するなど、連携を深めていくことが求められている。

(図1)条例に基づく不利益な取扱いに関する相談体制図



3. 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会

(1)設置形態

障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例の規定を踏まえ、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会」(モデル会議)を要綱により設置。

(2)構成メンバー(18名) は作業部会参加者

委員区分	所属及び職名
	岩手弁護士会高齢者・障害者支援センター委員会委員
学識経験者	社団法人岩手県医師会 常任理事
	岩手県立大学 非常勤講師
地域福祉関係	社団法人岩手県社会福祉士会 虐待対応専門職委員会委員長
団体	岩手県民生委員児童委員協議会会長
相談支援事業	岩手県障害者地域生活支援事業連絡協議会 会長
│怕談又拨爭未 │者	岩手県障害者就業・生活支援センター連絡協議会 委員長
1 1	岩手県障がい者 110 番相談室 専門相談員
障害者福祉施	 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会・障がい者福祉協議会幹事
設	社会相似以入台于朱社会相位圆磁会,掉3701有相位圆磁会针争

権利擁護団体	岩手県社会福祉協議会地域福祉権利擁護センター 所長
作 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	特定非営利活動法人カシオペア権利擁護支援センター 常務理事
教育団体	岩手県特別支援学校連絡協議会 副会長
	厚生労働省岩手労働局 総務部企画室長
行政機関	岩手県警察本部 生活安全部参事官兼生活安全企画課長
	盛岡市 保健福祉部障がい福祉課長
	障害者相談支援事業所「百万石」 所長
障害者団体等	岩手青空の会 運営委員
	心の病と共に生きる仲間達連合会キララー代表

4 . モデル会議等の実施状況

(1)モデル会議等の開催経過

(平成 26 年度)

開催回次	開催日時	主な議題	
第1回モデル会議	平成 26 年	・施行後3年に係る条例の見直し検討	
	6月20日(金)	・モデル事業実施の決定	
	平成 26 年		
 相談支援関係者会議	8月7日(木)	・県内の状況把握	
怕談又拨送除白云硪 	平成 26 年	・地域における相談体制の素案を作成	
	9月11日(木)		
作業部会	平成 26 年	・地域における相談体制の素案の検討	
마夫마즈	12月12日(金)	- ・地域にのける伯談体制の系条の快い	
第2回モデル会議	平成 26 年	・地域における相談体制の素案の検討	
分~凹 Lノル云硪	12月25日(木)	・地域にのける恒被体制の系条の機制	

(平成27年度)

開催回次	開催日時	主な議題
第1回モデル会議	平成 27 年	・障害者差別解消支援地域協議会体制
	7月13日(月)	整備事業の事業内容 (今年度の取組)
		・障害を理由とする差別の解消の推進
		に関する基本方針に係る県の対応
第2回モデル会議	平成 28 年	・岩手県における障害者差別解消支援
	3月(予定)	地域協議会の設置
		・市町村における相談窓口の設置状況
		・平成 28 年度障がい者差別解消の推進
		に係る取組

(2)モデル会議における協議内容

相談支援関係者会議における課題の把握

現行の体制では、障害者の虐待事例は市町村、不利益な取扱い(差別事例)は市町村 村社協と、それぞれ異なる窓口で相談対応している。

一方、障害者に関する権利擁護の現場では、障害者に対する虐待や不利益な取扱い(差別)は境目が曖昧であり、障害者や障害関係者が自身の抱える事案について相談したい時や、あるいはそれら事案が窓口機関に持ち込まれた場合などに、適切な窓口の選択や適切な対応が行われず、少なからず混乱が生じている。

不利益な取り扱い及び虐待に関する相談体制

上記の課題に対し、相談窓口を一元化することにより、現場での混乱を解消するとともに、障害者や障害関係者にとって相談しやすい環境を作り出し、事例の掘り起しを図ることができないか検討することとした。

現在、虐待事案については市町村、不利益事案については市町村社協となっているが、相談窓口の一元化を行うとした時、 虐待防止法により市町村が虐待に関する通報先である旨定められていること(ただし窓口業務は委託可) 事例についての、虐待防止法や差別解消法に基づく最終的な判断は行政が行うべき(責任の所在の明確化)という観点から、市町村に一元化することが望ましいとの考えから案を作成することとした。

その後、作業部会における議論を経て、相談窓口を市町村に一元化する方向で一致。 今後、市町村が窓口となった時、県はどう関わるかという課題については、虐待防止 法のスキームを参考にする方向で検討を進めていく。

なお、相談窓口の一元化について、県内33市町村にアンケートを実施したところ(平成27年12月)相談窓口の一元化を希望する自治体が9、相談窓口を一元化しない自治体が16、その他の自治体が8で、主な意見は次のとおりであった。

(ア)一元化を希望

- ・利用者の利便性等を考慮すれば一元化が望ましい(市町)
- ・現行の相談体制で対応が可能(市)

(イ)一元化しない

- 業務が煩雑になるため(市)
- ・社協との連携強化・体制充実で対応可能(市)
- ・社協と隣接・連携しているため現体制で影響はない(町)
- ・相談窓口は複数あった方が相談者にとって良い(町村)

(ウ)その他・意見等

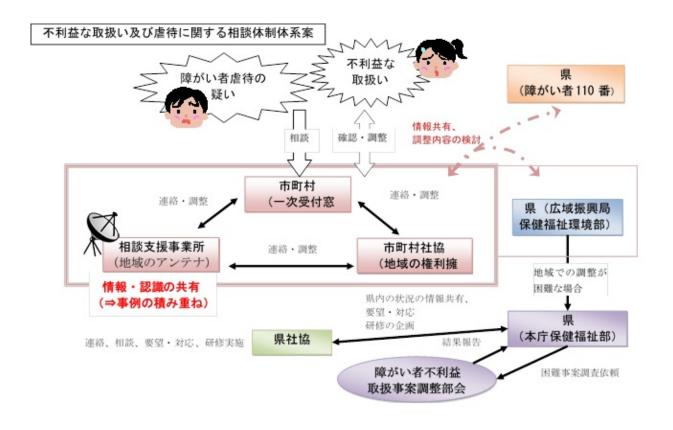
- ・相談者の方が市町村でなければ相談できないと捉われないような周知が必要
- ・市町村のみではなく、県や社協との連携も必要
- ・障害者が困った時に、どこに相談しても対応できる体制の充実が必要

5. 障害者差別解消に関する今後の取組について

今後、地域調整会議の仕組みの検討や市町村地域協議会の設立・運営への支援、研修等の開催によるスキルアップ、定例的に担当者会議を開催することによる顔の見える関係づくり、地域自立支援協議会等との連携・活用などにより、地域全体の課題の解決能力の向上を目指していく。

また、一元化の方向性が確認されたことを踏まえ、市町村における相談窓口の設置を念頭に、人的負担や財源についても調査を行う。今後のスケジュールとしては、平成27年度の前半を目途に、相談体系案の最終調整、市町村との意見交換・調整を経て、相談体制の体系を確定し、各種マニュアルを整備するとともに、平成28年度から新体制での相談受付を開始することとしている(図2)。

(図2)不利益な取り扱い及び虐待に関する新たな相談体制



事例2:千葉県

1. 千葉県の概況

人口:6,198,238人(H27.1 現在推計人口)

面積:5,156.62 km² 県庁所在地:千葉市 市町村数:54 市町村

障害者手帳所持者数	千葉県 (H27.3末現在)	全国
身体障害者手帳	183,469 人	525.2 万人
療育手帳	36,989 人	94.1 万人
精神障害者保健福祉手帳	34,178 人	75.1 万人

2. 千葉県における現状と課題

- (1)障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例(平成 18年 10月制定) 条例の特色
 - ・差別行為に対しあくまでも話し合いによる解決を目指し、罰則規定は設けず。
 - ・合理的な配慮を行うことが過重な負担となる場合に、適用除外を設定。
 - ・条例の理念実現のために、「個別事案解決の仕組み」、「誰もが暮らしやすい社会づく りを議論する仕組み」、「障害のある人に優しい取組を応援する仕組み」の三つの仕組 みを設定。

合理的配慮の例示と共に、解釈指針(逐条解説)を提示。

条例の理念実現のための三つの仕組み

(ア)個別事案を解決する仕組み

約600人の地域相談員、及び相談活動を総括する16人の広域専門指導員による地域に密着した相談活動と、知事の付属機関として設置された「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」による助言・斡旋との重層的な仕組み。県障害福祉課権利擁護推進室には5人の専任職員が配置され、専用電話を設置し県民からの相談に対応。なお、調整委員会による助言・斡旋にもかかわらず事案の解決が困難な場合、知事は、調整委員会が適当と認めるときは、障害者が差別をしたと認められる者に対して提起する訴訟につき、訴訟費用の貸付その他の援助をすることが可能。

(イ)誰もが暮らしやすい社会づくりを議論する仕組み

行政と障害当事者や支援者・各界の代表者で構成される「障害のある人もない人も

共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」を設置し、13 の課題を決めて具体的な方策 を検討・実践。

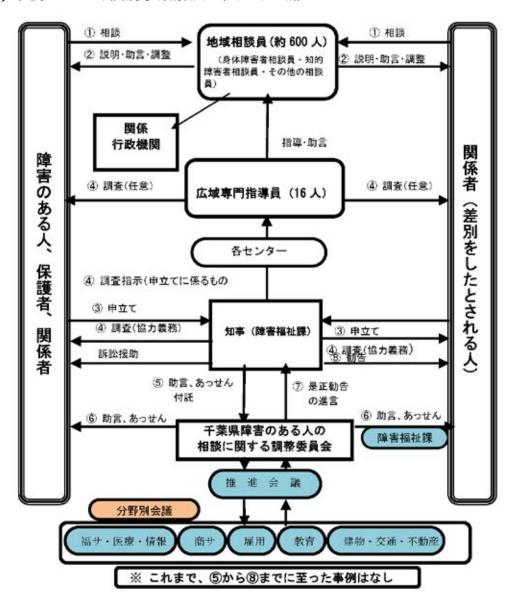
(ウ)障害のある人への優しい取組の応援

障害のある人の社会参加を促し、理解を深めるような優れた取組を選考し、認定証の授与を行うとともに、県のホームページに掲載。

条例の理念実現に向けた課題

- ・条例の理念普及の推進(県民への啓発、広報等)
- ・障害者差別の定義に関する県民の共通理解の構築(解釈指針の充実、学習会等)
- ・障害者に対する県民の理解を推進するための実践活動の積み上げ
- ・差別を無くすための相談・協議機関等について、関連法制(障害者虐待防止法及び障害者差別解消法)との整理

(図1)条例に基づく個別事案解決の仕組みと流れ



3. 障害者差別解消支援地域協議会準備会

(1)概要

条例に基づき設置された「障害のある人の相談に関する調整委員会」の委員を構成員とする「障害者差別解消支援地域協議会準備会」(モデル会議)を設置するとともに、その下にワーキンググループを設置。

(2)構成メンバー(19名)

委員区分			所属及び職名	
		視覚障害	千葉県視覚障害者福祉協会理事	
	身体障害	聴覚障害	(福)千葉県聴覚障害者協会理事長	
		肢体不自由	(福)千葉県身体障害者福祉協会理事	
障害のある人	知的障害		千葉県手をつなぐ育成会副会長	
	精神障害		千葉市精神障害者家族会千花会副会長	
	発達障害		千葉県自閉症協会理事	
	高次脳機能	 障害	ちば高次脳機能障害者と家族の会世話人	
			自由民主党 (千葉市緑区)	
県議会議員			民主党(君津市)	
			公明党(船橋市)	
カラカトのノハ田マ		Z	(福)まつど育成会 統括施設長	
	福祉の分野		(福)彩会 理事長	
	医療の分野		千葉県医師会副会長	
	教育の分野		千葉県小学校長会事務局長 (元 八街市立実住小学校長)	
専門的知識を有する者			「医療と教育の研究会千葉」事務局員 (元 千葉県立船橋特別支援学校長)	
			元千葉県立聾学校副校長	
	雇用の分野		(株)千葉興業銀行人事部長	
	法律の専門家		弁護士(藤岡・合間法律事務所)	
	学識経験者		城西国際大学福祉総合学部福祉総合学科 教授	
	有識者		千葉市視覚障害者協会 副理事長	

4 . モデル会議等の実施状況

(1)モデル会議等の開催経過

(平成 26 年度)

開催回次	開催日時	主な議題
第1回	平成 26 年 10 月 28 日(火)	・障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業について ・体制整備事業の進め方等について
第2回	平成 27 年 2月3日(火)	・中間報告会の報告について ・地域協議会体制整備事業最終報告について ・障害者差別解消法施行に向けたスケジュールにつ いて
第 3 回	平成 27 年 2月 25 日(水)	・地域協議会体制整備事業最終報告(案) 「障害者差別解消法と千葉県条例の役割」について ・差別解消法施行に向けた今後の進め方(案)について

(平成27年度)

開催回次	開催日時	主な議題
第 1 回 モデル会議	平成 27 年 7月 15 日(水)	・障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業について ・障害者差別解消法施行に向けた取組とスケジュールについて ・ワーキンググループの設置と検討内容の役割分担
第1回ワーキ ンググループ	平成 27 年 7月 29日(水)	・ワーキンググループの開催について ・障害者差別解消法施行に向けた取組とスケジュールについて ・障害者条例に基づく広域専門指導員と市町村との 連携のあり方について ・障害者差別解消法と障害者条例との整合性(条例 改正の要否)について
第 2 回ワーキ ンググループ	平成 27 年 8月 21日(金)	・広域専門指導員の活動の概要について ・障害者条例に基づく広域専門指導員と市町村との 連携のあり方について ・障害者差別解消法と障害者条例との整合性 ・障害者差別と良い配慮に関する事例集 ・広報啓発用パンフレット ・対応要領について
第3回ワーキ ンググループ	平成 27 年 9月 18日(金)	・障害者条例に基づく広域専門指導員と市町村との 連携のあり方について ・障害者差別解消法と障害者条例との整合性 ・障害者差別と良い配慮に関する事例集 ・対応要領について

第 4 回ワーキ ンググループ	平成 27 年 10 月 21 日(水)	・障害者条例に基づく広域専門指導員と市町村との 連携のあり方について ・障害者差別解消法と障害者条例との整合性 ・障害のある人に対する差別と望ましい配慮に関す る事例集 ・広報啓発用パンフレット
第2回 モデル会議	平成 27 年 11 月 4 日(水)	・ワーキンググループにおける検討状況について ・障害者差別解消支援地域協議会の概要について
第 5 回ワーキ ンググループ	平成 27 年 11 月 20 日(金)	・障害者条例に基づく広域専門指導員と市町村との連携のあり方について・障害のある人に対する差別と望ましい配慮に関する事例集・広報啓発用パンフレット・本ワーキンググループでの検討結果のとりまとめについて
第 3 回 モデル会議	平成 28 年 2月8日(月)	・ワーキンググループにおける検討結果について ・障害者差別解消法施行に向けた県の取組状況 ・地域協議会体制整備事業最終報告(案)について

(2)モデル会議等における検討結果

相談対応の流れ

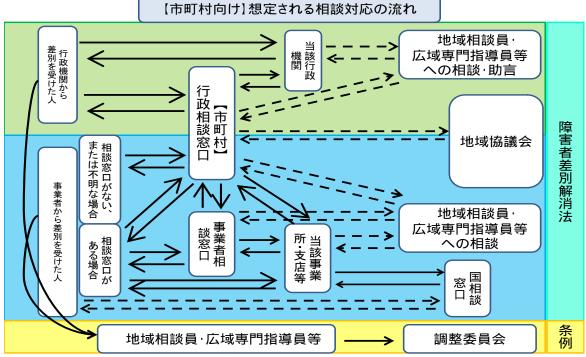
課題

条例に基づく3層構造の相談体制(地域相談員、広域専門指導員、調整委員会)の在り方の検討及び虐待防止法における窓口との整理が必要。

結論

- ・虐待と差別とは密接・不可分な点も多く、市町村の相談窓口は虐待防止センター との一体的な運用が効果的。また、相談があった際に虐待の疑いがある場合は、 虐待防止法による対応を優先。
- ・各市町村での対応が困難な相談や、複数市町村にまたがる相談、相談者が条例による対応を希望する相談は、地域相談員又は広域専門指導員の協力を得て、各市町村で法及び条例により一体的に対応。また、条例に基づく相談窓口(地域相談員又は広域専門指導員)に直接相談が持ち込まれた場合は、相談者の意向を尊重し、条例の相談スキームで対応。

(図2)想定される相談対応の流れ(市町村向け)



注)本人の希望により条例相談とすることはいつでも可

注)相談窓口がある事業所の場合でも、市町村窓口への相談の可能性はある。

条例に基づく事例の蓄積や経験の活かし方

課題

1,700 件超の差別に係る事例の蓄積をどのように活用するか検討する必要。

結論

- ・条例に基づき対応した事例等をまとめた「障害のある人に対する差別と望ましい 配慮に関する事例集」を作成。
- ・法施行後において、市町村に相談のあった事例を県で収集し、障害者条例に基づく相談事例と併せて、県全体としての障害者差別の状況及びその対応状況を把握。 また、地域協議会において、寄せられた相談事例から差別の背景や相談対応の在り方等に関する分析を行い、その結果を市町村に情報提供することにより、その後の相談活動に活用(事例の収集・分析に当たっては、相談者の意向に配慮)。

条例と法との整合性

課題

既存の条例と法との整合性確保に向けた検討が必要。

結論

法施行に伴う条例の改正は行わない。しかし、条例と法との整合性を図るため、 条例の解釈指針の改正を行い対応。

市町村支援

課題

法に先駆けて条例を施行し、知識や経験、実績を持つ県として、いかに市町村を支援できるかを検討する必要。

結論

- ・条例に基づく広域専門指導員は市町村からの求めに応じて連携を図り、助言等の バックアップ機能を担当。
- ・複数の市町村にまたがる事例は、広域専門指導員間の連携による対応も可能。
- ・条例に基づき、各分野に専門的知識を有する地域相談員を約600名配置。各市町村は、地域相談員に助言を仰ぐことも可能。

法と併せた条例の周知啓発

課題

障害者差別を防ぐため、特に障害のある人と普段接する機会のない人に障害についての理解を深めてもらうことで、差別のない社会の構築に向け、自分にできることを考えるきっかけを作る必要。

結論

- ・新たな広報啓発物としてパンフレットを作成し、パンフレットには相談窓口として各市町村の窓口を掲載。
- ・法施行の機会をとらえ、条例も周知啓発。県は内部職員に周知啓発を行うほか、 市町村が主催する研修会等に講師を派遣。
- ・法と条例の周知啓発に、福祉教育との連携とその活用を検討。差別の解消をテーマに、福祉教育の教材において「障害のある人に対する差別と望ましい配慮に関する事例集【マンガ版】」の活用を検討するなど、実効性ある連携を検討。なお、これらの検討は地域協議会において検討することが見込まれる。

地域協議会の在り方や検討議題

課題

地域の実情に応じた委員構成や運用方法、在り方を検討する必要。

結論

- ・想定されている委員構成やその機動性、検討議題等に鑑み、調整委員会の委員に 国の機関(労働局・法務局)などの委員を新たに追加。
- ・調整委員会と同日に開催し、一体的な開催・活用を予定。
- ・個別事案の分析や検討等を地域協議会が担い、調整委員会は条例に基づく助言・あっせん・勧告・訴訟の援助を検討する際に個別事案を取り扱う。地域協議会は、調整委員会の既存の担任する事務を阻害するものではない。
- ・事案の発生予防の取組に関する協議を行う際には、条例に基づき推進会議の下に 置かれる分野別会議の積極的活用を検討。

事例3:鹿児島県

1. 鹿児島県の概況

人口:1,656,426人(H28.1現在推計人口)

面積:9,132 ㎢ / 県庁所在地:鹿児島市 / 市町村数:43 市町村

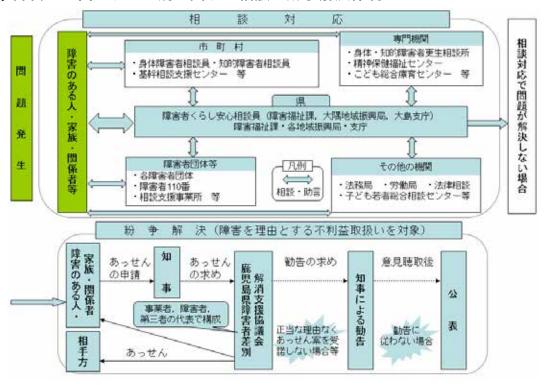
障害者手帳所持者数	鹿児島県 (H27.3末現在)	全国
身体障害者手帳	103,034人	525.2 万人
療育手帳	17,688人	94.1 万人
精神障害者保健福祉手帳	10,432 人	75.1 万人

2. 鹿児島県における現状と課題

鹿児島県では、障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる鹿児島づくりを進めるため、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例(以下「条例」という。)」を制定し、平成26年10月1日から施行している(障害者差別解消支援地域協議会に係る規定は、平成28年4月1日より施行)。

条例では、障害を理由とする差別の禁止、障害を理由とする不利益取扱いの基準、障害 を理由とする差別に関する相談・紛争解決体制等について定めている(図1参照)。

(図1)障害を理由とする差別に関する相談・紛争解決体制



3. 鹿児島県障害者差別解消支援協議会

(1)設置形態

障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例第 19 条第 1 項の規定に基づき、 障害を理由とする差別解消の推進に関する調査審議や、障害を理由とする不利益な取扱 いに該当する事案のあっせん等を行う「鹿児島県障害者差別解消支援協議会」(モデル 会議)を設置。

(2)構成メンバー(計22名)

できのある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者 社会福祉法人 鹿児島県身体障害者福祉協会 会長 一般社団法人 鹿児島県聴覚障害者団体連合会 理事 一般社団法人 鹿児島県聴覚障害者協会 事務局長 社会福祉法人 鹿児島県事をつなぐ育成会 理事 かごしま精神医療福祉ユーザーネット協議会 会長 NPO法人 鹿児島県自閉症協会 会長 ハアO法人 鹿児島県自閉症協会 会長 ハアO法人 鹿児島県自閉症協会 会長 ハアO法人 鹿児島県自閉症協会 会長 かごしま難病支援ネットワーク 会長 かごしま難病支援ネットワーク 会長 かごしま障害フォーラム 代表 鹿児島県労働委員会 会長 鹿児島県労働委員会 会長 鹿児島県 福祉部 部長 (鹿児島県 保健福祉部 部長 (鹿児島県 保健福祉部 部長 (鹿児島県 保健福祉部 部長 (鹿児島県 保健福祉部 部長 (鹿児島県知的障害者福祉協会) セニー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
下の他の関係者が組織	委員区分	所属及び職名
する団体を代表する者	障害のある人又はその家	社会福祉法人 鹿児島県身体障害者福祉協会 会長
社会福祉法人 鹿児島県手をつなぐ育成会 理事かごしま精神医療福祉ユーザーネット協議会 会長 NPO法人 鹿児島県自閉症協会 会長かごしま難病支援ネットワーク 会長かごしま障害フォーラム 代表 鹿児島労働局 職業安定部 職業対策課 課長鹿児島県労働委員会 会長 鹿児島市 健康福祉局 福祉部 部長 (鹿児島県市長会,鹿児島県町村会)鹿児島県 保健福祉部 部長 (鹿児島県 保健福祉部 部長 (鹿児島県知的障害者福祉協会) 社会福祉法人 そてつ会 竹山苑 苑長 (鹿児島県知的障害者福祉協会) 社会福祉法人 そてつ会 竹山苑 苑長 (鹿児島県障害者支援施設協議会) ウェルフェア九州病院 院長 (鹿児島県障害者支援施設協議会) ウェルフェア九州病院 院長 (鹿児島県精神科病院協会) 南九イリョー株式会社 事業本部 副本部長 (鹿児島県経営者協会) 鹿児島県経営者協会) 鹿児島県経営者協会) 鹿児島県の正会議所連合会 事務局長 公益社団法人 鹿児島県バス協会 事務局長 歴児島県教育庁 義務教育課 課長	族その他の関係者が組織	一般社団法人 鹿児島県視覚障害者団体連合会 理事
かごしま精神医療福祉ユーザーネット協議会 会長	する団体を代表する者	一般社団法人 鹿児島県聴覚障害者協会 事務局長
NPO法人 鹿児島県自閉症協会 会長 かごしま難病支援ネットワーク 会長 かごしま難病支援ネットワーク 会長 かごしま障害フォーラム 代表 鹿児島労働局 職業安定部 職業対策課 課長 鹿児島県労働委員会 会長 鹿児島県 保健福祉局 福祉部 部長 (鹿児島県市長会,鹿児島県町村会) 鹿児島県 保健福祉部 部長 (鹿児島県 保健福祉部 部長 (鹿児島県知的障害者福祉協会) 社会福祉法人 そてつ会 竹山苑 苑長 (鹿児島県院管害者支援施設協議会) ウェルフェア九州病院 院長 (鹿児島県精神科病院協会) 南九イリョー株式会社 事業本部 副本部長 (鹿児島県経営者協会) 鹿児島県経営者協会) 鹿児島県経営者協会) 鹿児島県育工会議所連合会 事務局長 公益社団法人 鹿児島県バス協会 事務局長 医児島県教育庁 義務教育課 課長 常路経験者 鹿児島大学教育学部 教授 鹿児島県弁護士会 高齢者・障害者支援委員会 委員		社会福祉法人 鹿児島県手をつなぐ育成会 理事
かごしま難病支援ネットワーク 会長 かごしま障害フォーラム 代表 鹿児島労働局 職業安定部 職業対策課 課長 鹿児島県労働委員会 会長 鹿児島市 健康福祉局 福祉部 部長 (鹿児島県市長会,鹿児島県町村会) 鹿児島県 保健福祉部 部長 (鹿児島県 保健福祉部 部長 生活介護事業所 奏の丘 施設長 (鹿児島県知的障害者福祉協会) 若会福祉法人 そてつ会 竹山苑 苑長 (鹿児島県障害者支援施設協議会) ウェルフェア九州病院 院長 (鹿児島県精神科病院協会) 南九イリョー株式会社 事業本部 副本部長 (鹿児島県経営者協会) 鹿児島県経営者協会) 鹿児島県経営者協会) 鹿児島県の工会議所連合会 事務局長 公益社団法人 鹿児島県バス協会 事務局長 歴児島県教育庁 義務教育課 課長 学識経験者		かごしま精神医療福祉ユーザーネット協議会 会長
かごしま障害フォーラム 代表 関係行政機関の職員		NPO法人 鹿児島県自閉症協会 会長
関係行政機関の職員 鹿児島労働局 職業安定部 職業対策課 課長 鹿児島県労働委員会 会長 鹿児島市 健康福祉局 福祉部 部長 (鹿児島県市長会,鹿児島県町村会) 鹿児島県 保健福祉部 部長 (鹿児島県 保健福祉部 部長 (鹿児島県知的障害者福祉協会)		かごしま難病支援ネットワーク 会長
 鹿児島県労働委員会 会長 鹿児島市 健康福祉局 福祉部 部長 (鹿児島県市長会,鹿児島県町村会) 鹿児島県 保健福祉部 部長 塩化・医療・雇用・教育その他の障害を理由とするを受ける。 産児島県知的障害者福祉協会とのでは、大会福祉法人ででするが、大会福祉法人ででするが、大会福祉法人ででするが、大会福祉法人ででするが、大会福祉法人ででするが、大会福祉法人ででするが、大会福祉法人、大会福祉法人、大会福祉法人、大会福祉法人、大会福祉法人、大会福祉、大会福祉法人、大会福祉法人、大会福祉、大会福祉、大会福祉、大会福祉、大会福祉、大会福祉、大会福祉、大会福祉		かごしま障害フォーラム 代表
鹿児島市 健康福祉局 福祉部 部長 (鹿児島県市長会,鹿児島県町村会) 鹿児島県 保健福祉部 部長 福祉,医療,雇用,教育その他の障害を理由とする (鹿児島県知的障害者福祉協会) 差別の解消の推進に関連する分野の業務を行う関係団体を代表する者 ウェルフェア九州病院院会 (鹿児島県精神科病院協会) 南九イリョー株式会社 事業本部 副本部長(鹿児島県経営者協会) 鹿児島県経営者協会)	関係行政機関の職員	鹿児島労働局 職業安定部 職業対策課 課長
(鹿児島県市長会,鹿児島県町村会) 鹿児島県 保健福祉部 部長 福祉,医療,雇用,教育その他の障害を理由とする		鹿児島県労働委員会 会長
 鹿児島県 保健福祉部 部長 福祉,医療,雇用,教育その他の障害を理由とすると意別の解消の推進に関連する分野の業務を行う関係団体を代表する者 (鹿児島県知的障害者福祉協会) 社会福祉法人 そてつ会 竹山苑 苑長 (鹿児島県障害者支援施設協議会) ウェルフェア九州病院 院長 (鹿児島県精神科病院協会) 南九イリョー株式会社 事業本部 副本部長 (鹿児島県経営者協会) 鹿児島県の工会議所連合会 事務局長 公益社団法人 鹿児島県バス協会 事務局長 施児島県教育庁 義務教育課 課長 学識経験者 農児島大学教育学部 教授 鹿児島県弁護士会 高齢者・障害者支援委員会 委員 		鹿児島市 健康福祉局 福祉部 部長
福祉,医療,雇用,教育その他の障害を理由とする		(鹿児島県市長会,鹿児島県町村会)
の他の障害を理由とする 差別の解消の推進に関連 する分野の業務を行う関 係団体を代表する者 「鹿児島県障害者支援施設協議会) ウェルフェア九州病院 院長 (鹿児島県精神科病院協会) 南九イリョー株式会社 事業本部 副本部長 (鹿児島県経営者協会) 鹿児島県商工会議所連合会 事務局長 公益社団法人 鹿児島県バス協会 事務局長 を定島県教育庁 義務教育課 課長 一定島県教育学部 教授 鹿児島県弁護士会 高齢者・障害者支援委員会 委員		鹿児島県 保健福祉部 部長
差別の解消の推進に関連 する分野の業務を行う関 係団体を代表する者 ウェルフェア九州病院 院長 (鹿児島県精神科病院協会) 南九イリョー株式会社 事業本部 副本部長 (鹿児島県経営者協会) 鹿児島県経営者協会) 鹿児島県高工会議所連合会 事務局長 公益社団法人 鹿児島県バス協会 事務局長 を開島県教育庁 義務教育課 課長 学識経験者 ・ に見います。 とは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	福祉,医療,雇用,教育そ	生活介護事業所 奏の丘 施設長
(鹿児島県障害者支援施設協議会) ウェルフェア九州病院 院長 (鹿児島県精神科病院協会) 南九イリョー株式会社 事業本部 副本部長 (鹿児島県経営者協会) 鹿児島県商工会議所連合会 事務局長 公益社団法人 鹿児島県バス協会 事務局長 企益社団法人 鹿児島県バス協会 事務局長 鹿児島県教育庁 義務教育課 課長	の他の障害を理由とする	(鹿児島県知的障害者福祉協会)
係団体を代表する者	差別の解消の推進に関連	社会福祉法人 そてつ会 竹山苑 苑長
(鹿児島県精神科病院協会) 南九イリョー株式会社 事業本部 副本部長 (鹿児島県経営者協会) 鹿児島県商工会議所連合会 事務局長 公益社団法人 鹿児島県バス協会 事務局長 空益社団法人 鹿児島県バス協会 事務局長 鹿児島県教育庁 義務教育課 課長 港児島大学教育学部 教授 鹿児島県弁護士会 高齢者・障害者支援委員会 委員	する分野の業務を行う関	(鹿児島県障害者支援施設協議会)
南九イリョー株式会社 事業本部 副本部長 (鹿児島県経営者協会) 鹿児島県商工会議所連合会 事務局長 公益社団法人 鹿児島県バス協会 事務局長 鹿児島県教育庁 義務教育課 課長 学識経験者 鹿児島大学教育学部 教授 鹿児島県弁護士会 高齢者・障害者支援委員会 委員	係団体を代表する者	ウェルフェア九州病院 院長
(鹿児島県経営者協会) 鹿児島県商工会議所連合会 事務局長 公益社団法人 鹿児島県バス協会 事務局長 鹿児島県教育庁 義務教育課 課長 学識経験者 鹿児島大学教育学部 教授 鹿児島県弁護士会 高齢者・障害者支援委員会 委員		(鹿児島県精神科病院協会)
鹿児島県商工会議所連合会 事務局長公益社団法人 鹿児島県バス協会 事務局長鹿児島県教育庁 義務教育課 課長学識経験者鹿児島大学教育学部 教授鹿児島県弁護士会 高齢者・障害者支援委員会 委員		南九イリョー株式会社 事業本部 副本部長
公益社団法人 鹿児島県バス協会 事務局長 鹿児島県教育庁 義務教育課 課長 学識経験者 鹿児島大学教育学部 教授 鹿児島県弁護士会 高齢者・障害者支援委員会 委員		(鹿児島県経営者協会)
鹿児島県教育庁 義務教育課 課長学識経験者鹿児島大学教育学部 教授鹿児島県弁護士会 高齢者・障害者支援委員会 委員		鹿児島県商工会議所連合会事務局長
学識経験者		公益社団法人 鹿児島県バス協会 事務局長
鹿児島県弁護士会 高齢者・障害者支援委員会 委員		鹿児島県教育庁 義務教育課 課長
WORK TO THE PROPERTY OF THE PR	学識経験者	鹿児島大学教育学部 教授
公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会 理事		
		公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会 理事

4. モデル会議の実施状況

(1)モデル会議の開催経過

(平成27年度)

開催日時	主な議題
平成 28 年 1 月 13 日(水)	・条例に基づく相談対応等の実施状況 ・鹿児島県障害者差別解消支援協議会による あっせんに関する要領(案) ・表彰制度

(参考:平成26年度) 鹿児島県独自の取組として開催。

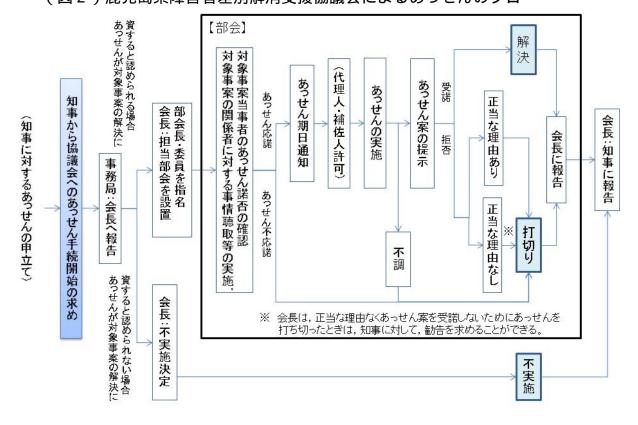
開催日時	主な議題
平成 26 年 10 月 8 日(水)	・条例の概要
	・障害者差別解消支援協議会
	・平成 26 年度の県の取組

(2) 平成27年度におけるモデル会議の主な成果

条例に基づくあっせん要領の取りまとめ

条例の規定に基づき、障害者差別と思われる事案があった場合は、一定の場合を除き、知事へあっせんを申し立てることができることとされており、その要領を取りまとめたもの。具体的なフローは、図2を参照。

(図2) 鹿児島県障害者差別解消支援協議会によるあっせんのフロー



- 「鹿児島県障害者保健福祉大会表彰規程」の改正
- ・鹿児島県障害者保健福祉大会における表彰に「障害を理由とする差別の解消の推進 に特に功績があったもの」に対する表彰を追加するもの。詳細は図3を参照。

(図3) 鹿児島県障害者差別解消支援協議会によるあっせんのフロー

■ 鹿児島県障害者保健福祉大会

障害者の社会参加意欲を喚起するとともに、障害や障害者に対する県民の理解と認識を深めることを目的に、毎年11月末頃に開催。

障害者, 家族, 障害者団体, 行政関係者等約500名が参加し, 障害者の自立 更生, 更生援護及び社会参加の促進に功績のあった者, 障害者週間のポスター 入賞者等への表彰等を行っている。



「障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったもの」に対する表彰を追加する。

- ■「障害者差別解消推進功労者」に関する表彰基準 次のいずれかの取組を行っている者又は団体で、障害を理由とする差別の解消の 推進に特に功績があったと認められるもの
 - ① 障害のある人に対する理解が広まるような取組
 - ② 障害のある人とない人が共に活動する取組
 - ③ 障害のある人が安全かつ快適に利用できるような施設整備等の取組